

令和 8 年 度

広 川 町 水 防 計 画 書

八 女 郡 広 川 町

第1章 総則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、広川町における水防事務の調整およびその円滑な実施に必要な事項を規定し、町内の洪水に際し、水災を警戒防御するとともに、これによって起こる被害を最小限度に止め、公共の安全と秩序を保持することを目的とする。

第2章 水防組織

洪水等についての水防活動の必要があると認めるときからその危険が除去するまでの間、町に水防本部を置き、水防事務を処理する。水防本部の組織は次のとおりとする。

なお、災害対策本部を設置する場合は、その指揮下に入るものとする。

1 機 構

(1) 広川町役場に「水防本部」を置き、その組織機構は次のとおりとする。

・ 本部長	町長
・ 副本部長	副町長、教育長
・ 統括指揮	自治防災課長
統括指揮補佐	防災担当係長
・ 総務財政班長	総務課長
副班長	議会事務局長
副班長	企画課長
・ 町民班長	住民課長
・ 福祉班長	福祉課長
・ 水道・環境衛生班長	環境課長
・ 税務・経理班長	税務会計課長
・ 建設班長	建設課長
副班長	都市計画課長
・ 産業班長	産業課長
・ 教育班長	子ども課長・生涯学習課長
・ 本部付	広川消防署長、消防団長

(2) 各課員は水防本部組織により水防のための体制をとり、常時勤務するものとし、事務分掌をするものとする。(P2～)

●班の事務分掌

班の事務分掌については次のとおりとする。

班（班長）	平常時課名	事務分掌
統括指揮 自治防災課長 統括指揮補佐 防災担当係長		1 災害対策本部及び災害復旧・復興推進本部に関する事 2 防災会議に関する事 3 県災害対策本部との連絡調整に関する事 4 各班との連絡調整に関する事 5 避難情報の発令に関する事。（第3配備体制参集後） 6 災害救助法の適用決定に関する事 7 本部長、副本部長の秘書に関する事 8 国・県への災害に係る要望、陳情に関する事
総務財政班 班長 総務課長 副班長 議会事務局長 企画課長	自治防災課 総務課 議会事務局 企画課	1 統括指揮の補佐に関する事 2 防災関係機関との情報の連絡調整及び協力要請に関する事 3 自衛隊の派遣要請依頼等に関する事 4 警察署との交通規制の相互連絡に関する事 5 公共輸送機関との連絡調整に関する事 6 自主防災組織・行政区との応援協力及び連絡調整に関する事 7 住民等の避難に関する事 8 被害状況調査・各種台帳の総括、県への報告に関する事 9 無線の運用統制に関する事 10 臨時ヘリポートの開設に関する事 11 応急対策実施状況の取りまとめに関する事 12 災害時の交通安全対策に関する事 13 災害救助法の適用に関する事 14 災害用電話の確保及び臨時電話の架設に関する事 15 職員の動員表の作成に関する事 16 職員の公務災害補償等に関する事 17 職員の動員・出勤状況の把握、給食、寝具に関する事 18 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関する事 19 災害視察者及び見舞者の応対に関する事 20 災害関係の広報に関する事 21 災害記録写真の撮影収集に関する事 22 報道機関に対する情報提供及び連絡調整に関する事 23 議会関係者に対する連絡調整に関する事 24 町有財産の被害状況の把握に関する事 25 庁舎等の被害状況調査及び応急・復旧対策、警備に関する事 26 町営住宅等災害復旧資金利子補給に関する事 27 災害関係予算に関する事 28 緊急通行車両に関する事。（デマンド交通含む） 29 車両等の借上げ及び燃料の確保に関する事 30 災害対策に伴う資機材の調達に関する事 31 災害時の車両の管理及び配車に関する事 32 災害復興計画策定に関する事 33 災害時に関する協定書に基づく依頼に関する事 34 庁内備品の貸出し及び管理に関する事 35 その他、他の班に属しないこと

班（班長）	平常時課名	事務分掌
町民班 班 長 住民課長	住民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の所在の把握に関する事。 2 行方不明者及び遺体の捜索・検分等に関する事。（正） 3 霊柩車、葬祭具の運用に関する事。（正） 4 各種届け出、証明書発行等の窓口業務に関する事。 5 被災町民の各種相談に関する事。 6 庁舎訪問者の案内に関する事。 7 外国人被害状況調査及び被災者対策に関する事。 8 被災者に対する国民年金保険料の措置に関する事。 9 被保険者証の再交付に関する事。 10 国保被保険者への負担金一時免除に関する事。 11 避難所の支援に関する事。（副） 12 救援物資の受付・出納及び保管に関する事。（正） 13 医療機関及び薬剤師会等との連絡調整に関する事。 14 医療救護及び助産に関する事。 15 救護所の設置及び運営に関する事。 16 医療材料品等及び医薬品の調達に関する事。 17 医療救護チームの出動要請に関する事。 18 医療救護活動の全体把握及び報告並びに記録に関する事。 19 医療施設利用者の避難誘導に関する事。 20 医療施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。
福祉班 班 長 福祉課長	福祉課 被害調査時は、 税務経理班、 水道・環境衛生班との合同巡回	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 2 医薬品及び日用品等の支給に関する事。 3 輸送拠点の確保に関する事。 4 福祉施設利用者の避難誘導に関する事。 5 福祉施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 6 生活保護世帯の救助対策及び被害状況調査に関する事。 7 民生委員等への協力要請及び連絡調整に関する事。 8 障がい者、独居老人等の災害弱者の救助対策及び被災状況調査に関する事。 9 災害救助法適用後の統括に関する事。 10 被災者生活再建支援法適用後の統括に関する事。 11 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 12 義援金等の配分に関する事。 13 避難所の支援に関する事。（副） 14 行方不明者及び遺体の捜索検分等に関する事。（副） 15 霊柩車、葬祭具の運用に関する事。（副） 16 町災害見舞金等に関する事。

班（班長）	平常時課名	事務分掌
水道・環境衛生班 班 長 環境課長	環境課 被害調査時は、税務経理班、福祉班との合同巡回	1 災害発生時における環境対策に関する事。 2 被災地及び避難場所の廃棄物（ごみ）の状況及び処理に関する事。 3 し尿汲取り収集委託業者との連絡調整に関する事。 4 災害時のし尿汲取り料金の調整に関する事。 5 被災地及び避難所のし尿処理に関する事。 6 被災地及び避難所の防疫に関する事。 7 仮設トイレの設置に関する事。 8 所管する施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 9 被災地における清掃及び消毒に関する事。 10 所管する施設の管理及び警備に関する事。 11 塵芥収集委託業者との連絡調整に関する事。 12 災害時の廃棄物処理手数料の調整に関する事。 13 動物対策に関する事。 14 被災区域の伝染病予防に関する事。 15 水道関係機関との連絡調整に関する事。 16 水道関係施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 17 飲料水の確保に関する事。 18 水道使用料の措置に関する事。 19 応急資機材の調達、確保に関する事。 20 下水道関係機関との連絡調整に関する事。 21 下水道施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 22 下水道使用料の措置に関する事。
税務経理班 班 長 税務会計課長	税務会計課 被害調査時は、福祉班、水道・環境衛生班との合同巡回	1 被災者に関する減免措置等に関する事。 2 町税の納税証明に関する事。 3 固定資産の被災調査に関する事。 4 被害状況の調査に関する事。 5 り災証明書及び被災証明書に関する事。 6 災害経費の出納に関する事。 7 義援金及び見舞金の受け入れ（開設を含む）、保管、支給、礼状に関する事。

班（班長）	平常時課名	事務分掌
建設班 班 長 建設課長 副班長 都市計画課長	建設課 都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設道路等応急交通対策に関する事。 2 道路、橋りょう等の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 3 通行の禁止制限及び車両制限に関する事。 4 緊急輸送道路の確保に関する事。 5 交通安全施設の保全に関する事。 6 道路及び地域排水に関する事。 7 各種道路における障害物撤去指示に関する事。 8 土木資材確保に関する事。 9 水防に関する事。 10 河川に関する事。 11 がけ崩れ等の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 12 被災住宅の救援対策に関する事。 13 住宅に係る障害物の除去に関する事。 14 応急仮設住宅の建設及び修理に関する事。 15 被災建物応急危険度判定の実施に関する事。 16 住宅の被害調査及び修理に関する事。 17 宅地の被害状況に関する事。 18 自衛隊の受け入れに関する事。 19 区画整理事業に係る対策に関する事。 20 公園等の施設保全に関する事。 21 公園・街路施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 22 公営住宅の応急修理及び復旧に関する事。 23 被災者の公営住宅への入居に関する事。 24 農業用施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 25 農地の排水に関する事。 26 ダム管理に関する事。
産業班 班 長 産業課長	産業課 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産及び畜産の被害状況調査並びに救援対策に関する事。 2 家畜の防疫に関する事。 3 農業用施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 4 災害応急用米穀の手配、運搬、供給に関する事。 5 被災農家の指導に関する事。 6 営農資金融資等の相談に関する事。 7 農畜等の応急対策に関する事。 8 救援物資の受付・出納及び保管に関する事。（副） 9 炊出し設備の確保及び炊出しに関する事。 10 給食委託業者との連絡調整に関する事。（副） 11 避難所の支援に関する事。（正） 12 町内企業等の被害状況の把握に関する事。 13 観光客等の避難対策に関する事。 14 商工業関係の被害状況調査及び救援対策に関する事。 15 観光施設の被害調査に関する事。

班（班長）	平常時課名	事務分掌
教育班 班 長 子ども課長 副班長 生涯学習課長	子ども課 生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営に関する事。 2 被災者の把握に関する事。 3 学校教育施設の管理、警備への指導、指示に関する事。 4 学校教育施設の被災調査に関する事。 5 学校の保健衛生に関する事。 6 応急教育対策に関する事。 7 教科書及び学用品の配付対策に関する事。 8 教職員の動員、確保に関する事。 9 児童・生徒の避難監督に関する事。 10 被災時の応急的保育に関する事。 11 児童・生徒の被災状況調査及び報告に関する事。 12 被災学校の授業の応急措置に関する事。 13 社会教育施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 14 社会教育施設利用者の避難誘導に関する事。 15 文化財の保護、被害状況調査に関する事。 16 教育関係機関との連絡調整に関する事。（幼稚園含む） 17 給食委託業者との連絡調整に関する事。（正）
団体名		事務分掌
八女消防本部 広川消防署 広川町消防団		<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職団員の動員及び配置に関する事。 2 関係機関との連絡に関する事。 3 消防広報に関する事。 4 危険物施設の災害発生防止の指導に関する事。 5 火災防ぎょ対策及び指揮命令に関する事。 6 水害、火災等の災害の予防、警戒防ぎょに関する事。 7 危険区域の警戒及び被災箇所の確認に関する事。 8 避難の伝達及び誘導に関する事。 9 被災箇所の応急措置に関する事。 10 被災者の救助、救急に関する事。 11 消防用資機材の調達補給及び管理に関する事。 12 情報の収集及び命令等の伝達に関する事。 13 消防緊急通信指令施設、消防無線電話の運用及び通信統制に関する事。 14 消防施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。

※警戒本部設置時より、各班の事務分掌に基づき業務を遂行する。また、警戒本部廃止後も継続する業務については、各班で対応を行い、対応業務内容を自治防災課へ報告するものとする。

2 水防配置

(1) 配置体制

県及び気象庁から気象情報または警報の連絡を受けたときは下表の配置体制をとる。本部長（町長）は、職員を通常勤務から水防非常配置への切替えを迅速確実に行うと共に、事態に即応して勤務者を適宜に交替させる等、長時間にわたる非常勤務活動の円滑且つ完璧を期するため、配置体制を次の4段階に分け実施する。

● 配備基準（風水害等）

警戒レベル	防災気象情報に準じた配備基準			町発令避難情報
	河川氾濫	大雨	土砂災害	
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	緊急安全確保
配備体制	第3・4配備体制	第3・4配備体制	第3・4配備体制	
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	避難指示
配備体制	第3.4配備体制 避難判断水位 避難所開設	第2配備体制 避難所開設	第3.4配備体制 避難所開設	
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	高齢者等避難
配備体制	※第2配備体制 消防団待機水位 避難所開設	第1配備体制 避難所開設	※第2配備体制 避難所開設	
警戒レベル2相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	
配備体制	警戒配備体制〈気象情報収集〉			

本部体制	設置基準
第3・4配備体制 災害対策本部	基準：大雨危険警報（レベル4）・土砂災害警報（レベル4）・氾濫警報（レベル4）が発表されたとき。 体制：町長を本部長とし、第3・4配備体制職員による気象情報監視・情報発信・避難所運営・住民対応
第2配備体制 災害警戒本部	基準：大雨危険警報（レベル4）・土砂災害警報（レベル3）・氾濫警報（レベル3）が発表されたとき。 体制：第2配備体制職員による気象情報監視・情報発信・避難所運営・住民対応
第1配備体制 災害警戒本部	基準：大雨警報（レベル3）が発表されたとき。 体制：第1配備体制職員による気象情報監視・情報発信・避難所運営
警戒配備体制 （情報収集）	基準：早期注意情報（レベル1）・注意報（レベル2）が発表されたとき。 体制：第1配備担当課【防災担当課・広川ダム主管課等）の職員による気象情報の監視と連絡網の確認。

※局所的な災害が発生したときは、上記配備基準を問わず配備体制を取り対応を行う。

※線状降水帯や台風発生時は、「広川町避難情報の発令基準」に準じて配備体制・避難所開設を行う。

(2) 動員指令

災害応急対策を円滑に実施するため平常時において組織を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。なお、勤務時間外において、テレビ・ラジオ・情報（災害）配信メール・インターネット等により、前記の配備基準に定める事項に該当することを知った場合、又は推定されるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。また、その場合の参集場所は自治防災課とする。

●動員指令の系統

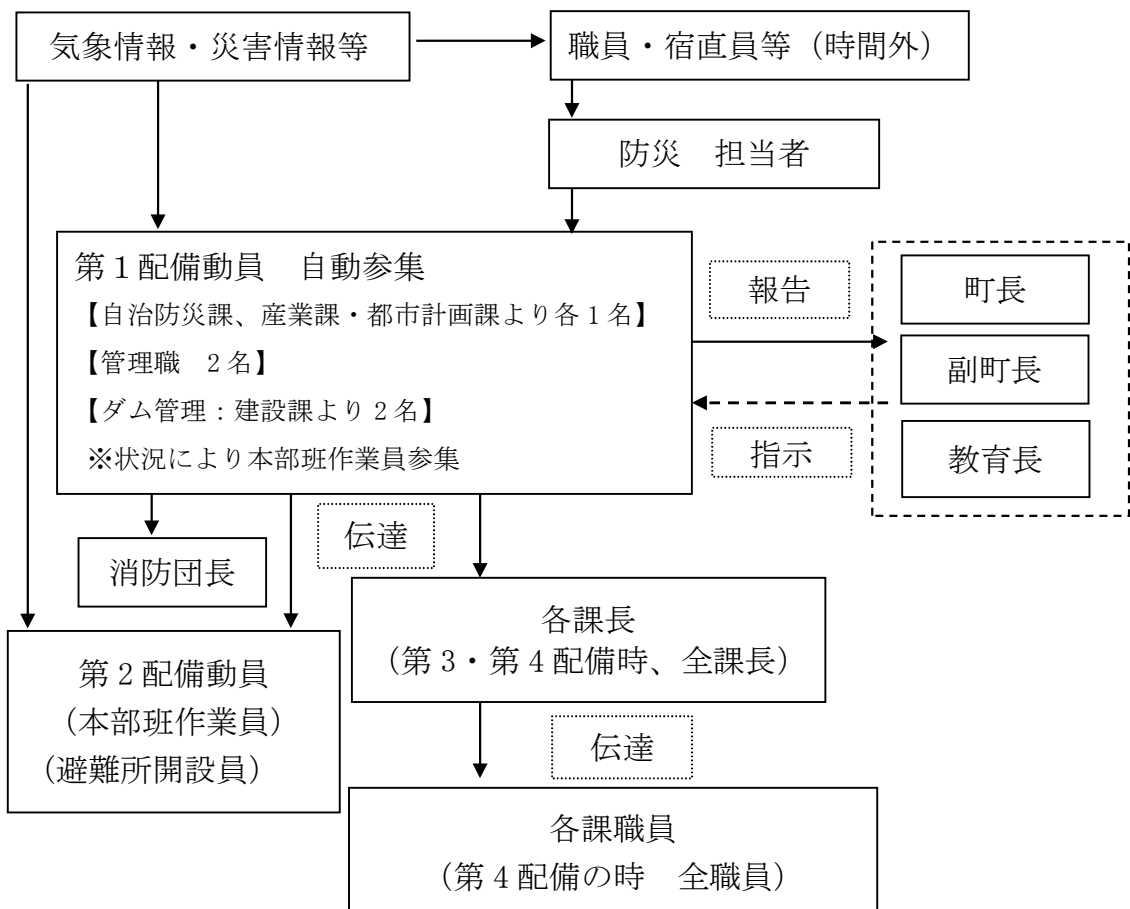
（電話・電子メール等を利用して行う。）

①勤務時間内

自治防災課長は、動員配備に係る気象情報、災害情報を入手したときは直ちに町長に報告をし、その指示により関係各課長に動員配備指令を伝達する。関係各課長は、動員配備指令に基づき、動員配備にあたる。

②勤務時間外

第1配備・第2配備要員は、警報等の動員配備に係る気象情報、災害情報を入手したときは直ちに自動参集し、町長に報告を行い、その指示により、関係各課長に動員配備指令を伝達する。関係各課長は、動員配備指令に基づき、動員配備にあたる。宿直員は、動員配備に係る災害情報等を入手したときは直ちに自治防災課長、防災担当者に報告する。宿直員から報告を受けた自治防災課長は、直ちに町長に報告を行い、その指示により、関係各課長に動員配備指令を伝達する。



(3) 参集の報告

参集した職員は、所属単位ごとに各班長を通じて、総務財政班に参集報告を行う。

各班長 → 総務財政班 → 統括指揮 → 本部長へ報告

避難所開設員 → 総務財政班 → 統括指揮 → 本部長へ報告

(4) 各配備体制における配備職員は次のとおりとする。

●災害時の配備体制表 ※参考に地震時の配備体制も記載

平常時の課名	災害警戒本部体制				災害対策本部体制	
	第1配備	第2配備	地震 第1配備	地震 第2配備	第3配備	第4配備
自治防災課	○	○	○	○	※ 職員の約 1/2	全職員 (別表10 ～11 ページ)
総務課		○	○	○		
議会事務局			○	○		
企画課		○	○	○		
建設課	○	○	○	○		
環境課		○	○	○		
産業課・農業委員会	○	○	○	○		
都市計画課		○	○	○		
福祉課		○	○	○		
住民課		◎	○・◎	○・◎		
税務会計課		○・◎	○・◎	○・◎		
子ども課		○・◎	○・◎	○・◎		
生涯学習課		○・◎	○・◎	○・◎		
本部班作業員		○	○	○		
消防本部・消防署	※ 消防署の定める計画による。					

※① 配備職員名簿を作成し、出勤者を特定しておく。

※② 課長級職員、本部班作業員及び避難所開設員は、地震第1配備となる震度4の地震発生時より参集。

※③ 避難所開設担当課を「◎」にて表示。

※④ 警戒本部第1配備・第2配備 管理職2名配置

※⑤ 会計年度任用職員は各所属長の指示により、避難所支援などの活動に従事する。

●避難所開設（警戒本部第2配備体制より防災気象情報に応じて開設【初動体制】）

平常時の課名	指定緊急避難所	体制	
住民課	上広川小学校 和室	2名	災害警戒本部に集合し、 各用品受け取り後、開設 (全職員輪番配置)
税務会計課	町民交流センター 2階	2名	
子ども課・生涯学習課	下広川小学校 和室	2名	

広川町水防本部事務分担表（第4配備体制）

（※災害の程度に応じ、班編成は変更することがある。）

本部長 町長
 副本部長 副町長・教育長
 統括指揮 自治防災課長
 水防班指揮 各課（局・次）長

【活動班】

【表内(※)…消防団】

班	班長および配車	班員		担当区
1	総務課 軽バン			小椎尾、逆セ谷
2	自治防災課 軽バン			梯、鬼ノ淵 馬場、内田
3	福祉課 軽バン①			草場、一応 六田、吉常
4	産業課 軽バン①			長延上、下
5	環境課 軽バン①			太原、高間、 清楽、清楽茶屋
6	福祉課 軽バン②			久泉、増永、扇島
7	産業課 軽バン②			太田、吉里
8	子ども課 軽バン①			川瀬、長徳、古賀、牟礼茶屋
9	税務会計課 軽バン			北新代、川瀬北、緑ヶ丘
10	環境課 軽バン②			牟礼、当条
11	生涯学習課 軽バン			智徳、一條、藤田
12	子ども課 軽バン②			避難所となる小中学校等 教育施設の確認

【本部班作業員】

第2配備体制以降時に召集

【表内(※)…消防団】

班	班長	班員		担当
1				町内全域 活動班の情報等を 基に本部班と初期 対応を行う
2				
3				

【1.2tトラック1台、軽トラック2台、軽ダンプ1台等】

【救護・避難班】

班	班 長	班 員		内 容
13				救護・避難所等の活動
14				
15				
16				

【本部班】

【表内(※)…消防団】

課	業務	班長等	班 員	
自治防災課 総務課 企画課	情報収集・発信	正) 副) ※		
	庶務総括 人員配置等	正) 副)		
都市計画課 建設課	災害現場確認 水防活動指導	正) 副)		
	ダム管理係 水防活動指導	正) 副)		
全 課	本部班 活動班 災害現場確認 水防活動 救護 避難所運営等	正) 副)		
防災無線従事者				

- ※1 大規模災害時には本部長の指示に従い避難所支援などの活動に従事する。
- ※2 防災無線従事者は、兼任であり本部長の指示のもと無線従事者として従事する。
- ※3 消防団入団職員への指示系統は、本部長優先とする。
- ※4 水防活動中は、自治防災課貸与カップ及びヘルメットを着用する事。
- ※5 救護・避難班は、ベスト着用し従事する。(名札入れ)
- ※6 会計年度任用職員は各所属長の指示により、避難所支援などの活動に従事する。

(5) 活 動

①情報収集活動

気象庁から防災気象情報の「警報級」の連絡を受けたときは、指定した配備体制を取り「福岡県防災情報通信ネットワーク」・「福岡県河川防災情報」等により降雨状況・雨域の移動等情報を確認し、迅速な水防活動に資するためその情報の収集に努め、次の活動を行う。

- ア ダム事務所及び水位観測所の観測資料の収集
- イ 八女県土整備事務所及び関係機関との情報連絡
- ウ 状況により、防災行政無線・LINE 等を利用し住民へ情報伝達
- エ 災害発生予想箇所等の情報収集

②水防活動

事態に応じた活動を行うため、各水防班を配置につけ、直ちに県災害対策本部（総務部防災危機管理局）及び八女地方本部（筑後農林事務所長・八女県土整備事務所長）に報告するとともに、区域内の監視及び警戒を厳重にし、特に、重要水防箇所等を中心に巡視を行い、異常を発見した場合は、八女地方本部に報告し、水防活動を開始する。

○監視の重点事項

- ・外堤の漏水又は飽水による亀裂及び決壊
- ・内堤で水当たりの強い場所の亀裂及び決壊
- ・天端の亀裂又は沈下
- ・堤防の水、桶管の両端又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ・橋梁その他河川と工作物と堤防との取付部の異状
- ・河川の流木

③勤務時間外に災害が発生した場合の緊急連絡体系図別表（P37）による。

(6) 水防団（消防団）の配置

水位が水防団待機水位に達したとき、水防団及び消防機関を待機させるものとする。また、はん濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、防災行政無線等により住民へ周知を図るとともに、必要に応じて出動その他の処置をとらせるものとする。

(7) 水防体制の解除

水位がはん濫注意水位以下に減じ、水防非常事態の必要がなくなった場合、水防管理者（本部長）・副本部長及び統括指揮等の協議のうえ水防体制を解除するとともに、八女地方本部長を通じ知事に報告する。

3 応援要請

(1) 出動応援

水防法第17条及び第23条に基づき水防管理者は、緊急の必要があるときは他の水防管理者・広川町消防団長・八女消防本部消防長に対して出動及び応援を求めることが出来る。なお、隣接する水防管理団体と予め応援等水防事務に関し相互協定し、非常体制の準備を整えておくものとする。

(2) 自衛隊への出動要請

①出動要請は県知事を通じて要請する。ただし、特に緊急な場合は、町長が最寄りの部隊あて連絡後知事に要請手続きを行う。

②要請方法は、まず最も早い方法（電話等）で県（防災危機管理局）へ要請し、事後、依頼文書を提出する。

③派遣要請部隊は、陸上自衛隊 久留米駐屯地 西部方面混成団
TEL0942-43-5391 内線 321 平日時間内
内線 302 土日・祝日・平日時間外

④出動要請書の記載事項

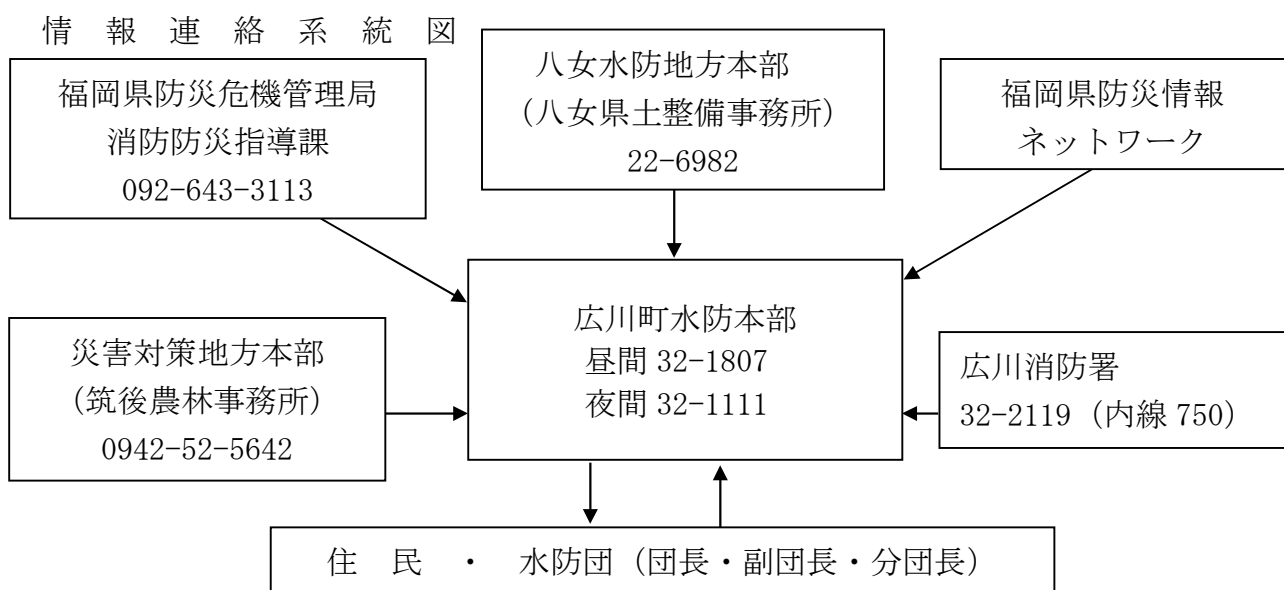
- イ 災害状況及び派遣を要する事由
- ロ 派遣を必要とする期間
- ハ 派遣を希望する人員等の概要
- ニ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ホ その他参考となる事項

※自衛隊OBの方が自衛隊における災害情報収集の地域担当になってあるので、そちらにも情報提供する。

陸上自衛隊第4師団長より災害情報官へ R4. 10. 24 委嘱
隊友会 筑後地区理事

第3章 通信連絡・水位並びに雨量の通報

1 通信連絡 広川町水防本部を中心とした水防通信は下記による。



2 水位及び雨量観測並びに通報

(1) 水位観測・通報

水防本部に対し、はん濫注意水位を越えた時から通報を始め、はん濫注意水位が下がるまで毎時観測を行い、防災無線又は電話により通報する。

【通信指定推移観測所】

※平成 28 年 2 月水位変更

河川名	観測所名	種別	所在地	観測人	電 話	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん濫 危険 水位
広 川	智徳橋	テレメーター	智徳	県土整備 事務所職員	22-6982	1.85	2.10	2.50	3.00

福岡県が長延川ふれあい橋（いこっと～はなやぎの里間）に危機管理型水位計を設置、はん濫危険水位等の設定がないため、災害警戒本部設置時より情報収集・記録を行う。

(2) 雨量観測・通報

水位と同様に、短時間に相当の降雨があると認められる場合通報する。

観測所名	種 別	担当者	電 話
広川ダム事務所	常 時	ダム管理従事者	32-0085

なお、役場無線室内においても、データを確認する。

広川ダム雨量情報 0943-32-0646 でも雨量等確認ができる。

(3) 決壊等の通報

堤防等の決壊又はこれに準ずる危険な事態が発生した場合は、法第 25 条の規定により直ちにその旨を八女県土整備事務所及びはん濫の恐れのある隣接水防管理団体へ連絡通報する。

第4章 重要水防箇所

河川および溜め池

箇所番号	箇所名	種類	位置	予想される事態	り災履歴
A-1	大字藤田 藤田区	河川	広川 藤原橋上流 左岸 L=250m, 右岸 L=250m	増水により溢水し、民家4戸、田5haが浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	R 1.8 床上1
A-2	大字広川 智徳区	河川	広川下広川保育園跡地前 上下流 右岸 50m	増水により溢水し、県道、保育所が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	なし
A-3	大字広川 智徳区	河川	広川 下広川橋上流 左岸 L=400m, 右岸 L=400m	増水により溢水し、民家20戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H24.7 床上2 床下3 R1.8 床上5 床下5 R5.7 中規模半壊2 半壊17 床下1
A-4	大字広川 当条区	河川	広川 五の家橋下流 左岸 L=600m, 右岸 L=270m	増水により溢水し、民家5戸、田10haが浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H21.7 床下1
A-5	大字太田 ・新代 太田・吉里区	河川	広川本井手井堰付近 右岸 L=100m	増水により溢水し、民家8戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H24.7 床下5 R5.7 中規模半壊2 床上1 床下5
A-6	大字太田 太田区	河川	広川 東太田橋上流 右岸 L=100m	増水により溢水し、民家6戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H24.7 床上1 床下3 R 1.8 床下1 R5.7 中規模半壊2 半壊1 準半壊1 床下1
A-7	大字水原 一応区	河川	広川 一応井堰上流 右岸 L=50m	増水により溢水し、民家2戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H24.7、R1.8 R5.7
A-8	大字新代 吉里区	河川	長延川 吉里橋上下流 左岸 L=50m, 右岸 L=100m	増水により溢水し、民家5戸、田1haが浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	R 1.8 床下3
A-9	大字新代 長徳区	河川	長延川 富安橋下流 右岸 L=120m	増水により溢水し、民家5戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H21.7 床下5 R 1.8 全壊3 床上1 床下2 R5.7 床下1

箇所番号	箇所名	種類	位置	予想される事態	り災履歴
A-10	大字久泉 久泉区	河川	長延川 本川原橋下流 右岸 L=150m	増水により溢水し、民家 4 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H21.7 床上 1 床下 10 R5.7 準半壊 1 床上 1 床下 1
A-11	大字新代 古賀区	河川	長延川 古賀橋上流 左岸 L=100m	増水により溢水し、民家 5 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H21.7 床下 5 R 1.8 床上 1 床下 6 R5.7 半壊 1 床上 1 床下 1
A-12	大字長延 長延区	河川	東福寺川 前後橋上流 右岸 L=100m	増水により溢水し、民家 3 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H21.7 床下 2 R 1.8 床上 2 R5.7 準半壊 1 床下 7
A-13	大字太田 太田区	河川	広川 東太田橋下流 左岸 L=50m	増水により溢水し、民家 3 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H21.7 床下 2 H24.7 床上 1 床下 1 R 1.8 床上 1 床下 2
A-14	大字太田 太田区	河川	広川中川原井堰付近 左岸 L=100m	増水により溢水し、民家 3 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H24.7 床上 1 R1.8 床下 1 R5.7 準半壊 1
A-15	大字水原 鬼ノ瀧区	溜池	小豆洗溜池	増水により、溢水及び堤防決壊の恐れがある。 民家 16 戸が浸水する恐れがある。	なし

河川・水路からの溢水による冠水

箇所番号	箇所名	種類	位置	予想される事態	り災履歴
A-21	大字太田 太田地区	河川	広川 新井手井堰からの水路 左岸 L=100m	増水により溢水し、民家 8 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H24.7 床下 5 R5.7 半壊 4 準半壊 1 床下 2
A-22	大字久泉 久泉地区	河川	長延川本川原橋上流水路 右岸 L=200m	増水により溢水し、民家 3 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H24.7 床下 2 R1.8 床下 2 R5.7 半壊 1 床上 1 床下 1

急傾斜地危険箇所

箇所番号	箇所名	地 形			人家(戸)	公共建物		公共施設	
		長さ(m)	傾斜面	高さ(m)		種類	数	種類	数・長さ
B-1	梯(1)	290	35	20	13	寺	1	県道	150m
B-2	梯(2)	230	35	40	7	集落センター	1	県道 河川	200m 215m
B-3	小椎尾(谷)	200	35	30	14			町道	200m
B-4	智徳	150	35	20	0	学校	1		
B-5	当条(a)	190	45	15	12			県道	60m
B-6	清楽茶屋	95	80	12	6			町道	70m
B-7	吉常(a)	115	50	18	10			町道	70m
B-8	内田(a)	270	60	10	13	公民館	1		
B-9	内田(b)	190	40	10	9			町道	55m
B-10	馬場(a)	100	33	26	7			県道	105m
B-11	逆瀬谷(b)	90	45	20	5			町道	60m
B-12	鬼ノ淵(a)	160	40	30	11			河川	60m
B-13	鬼ノ淵(b)	120	40	40	3	公民館	1		
B-14	鬼ノ淵(C)	210	45	15	11				
B-15	鬼ノ淵(d)	240	40	20	13				
B-16	鬼ノ淵(e)	170	35	30	6			県道	90m
B-17	梯(a)	130	35	20	7			町道	130m
B-18	梯(b)	150	42	52	5			町道	60m
B-19	梯③	150	30	30	5			河川	40m
B-20	逆瀬谷②	80	30	60	9				
B-21	小椎尾②	333	32	160	23	集会所		町道	370m
B-22	長延①	90	40	20	8				
B-23	長延②	43	50	28	2			町道	55m

土石流危険溪流

溪流番号	河川名	区名	保全対象		災害の有無
			人家 個数	公共施設等	
C-1	広川	鬼ノ淵	16	町道	
C-2	広川	梯	8	町道	
C-3	広川	梯	10	県道、開信寺	
C-4	広川	梯	2	康熙院	
C-5	広川	小椎尾	12	町道、小椎尾集会所	
C-6	広川	小椎尾	25	町道、小椎尾集会所	
C-7	広川	小椎尾	25		
C-8	広川	小椎尾	10	町道、県道湯の原合川線	

溪流 番号	河川名	区名	保全対象		災害の有無
			人家 個数	公共施設等	
C-9	広川	逆瀬谷	8	町道、逆瀬谷集会所	
C-10	広川	逆瀬谷	7	町道	有 S54
C-11	広川	逆瀬谷	6	町道	
C-12	広川	鬼ノ淵	8	町道、県道	
C-13	広川	鬼ノ淵	18	県道	
C-14	広川	鬼ノ淵	8	鬼ノ淵公民館、県道	
C-15	広川	鬼ノ淵	9	町道、県道	
C-16	広川	鬼ノ淵	9	町道、県道	
C-17	広川	馬場	5	県道	
C-18	広川	馬場	7	県道、願正寺	
C-19	広川	内田	11	県道	
C-20	広川	吉常	5	町道	
C-21	広川	長延下	6	町道	
C-22	広川	長延下	10	町道、長福寺	

地すべり危険箇所

区域名	区域名	地形・地質			区域内の保全対策			災害の有 無
		面積 (h)	勾配 (度)	基礎岩	人家 戸数	公共道路	延長	
D-1	逆瀬谷	25.3	26	結晶片岩	46	町道	2420	有 R5
D-2	梯	24.3	24	緑色片岩	39	県道 町道	1530 400	有 H24、R3
D-3	十三川原	34.6	19	結晶片岩	44	県道 町道	2270 650	
D-4	鬼ノ淵	14.5	21	泥質片岩	28	県道 町道	760 450	

砂防指定地箇所

番号	溪流名	住所	告示年月日	告示番号	面積 (ha)	指定方法
1	小椎尾川	広川町大字小椎尾	S29. 7. 16	1266	1.77	線・標柱
2	逆瀬谷川	広川町大字水原	S40. 9. 14	2686	0.89	線
3	尾山谷川	広川町大字長延	S40. 9. 14	2686	1.87	線
4	城尾屋谷川	広川町大字水原	H26. 2. 21	139	2.19	標柱
5	城尾屋谷川	広川町大字水原	H28. 3. 31	547	0.89	標柱

「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（昭和12年法律第52号）及び国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査の実施及び関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として、福岡県が指定する。

広川町では、平成26年2月14日福岡県告示第98号にて上記警戒区域の指定がなされた。

「土砂災害警戒区域」

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域。

広川町域 124 か所 ※令和7年度下広川地区の危険性の低下により1か所除外

「土砂災害特別警戒区域」

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域。

広川町域 120 か所

区域詳細図については、別冊で自治防災課・建設課にて保管し、窓口にて閲覧可能。また、浸水想定区域と土砂災害警戒区域のハザードマップを令和2年3月に更新作成し、全戸配布。今後は区域の見直しまたは5年を目途に更新。

第5章 水防資材

町内水防区域を調査し、水防活動が十分行うことができるよう、水防倉庫等に十分な水防資材を備蓄するものとする。

備蓄している資材等（備蓄場所：資機材倉庫）※主な資機材記載

品名	数量	品名	数量	品名	数量
カケヤ	19本	ハンマー	3本	鉄線	2kg
スコップ(剣・平)	31.16本	ナタ	3本	トラロープ	16巻
オノ	3本	土のう袋	500袋	ビニールひも	6巻
ツルハシ	10本	ブルーシート	28枚	燃料携行缶	4個

備蓄している資材等（備蓄場所：高台倉庫）

保存用飲料水	8,304本	杭	200本	マスク	25,000枚
一輪車	2台	簡易トイレ用テント	16張	避難所用マット	165枚
毛布	90枚	テント	2張	手袋	4,000個
ガウン	200枚	アルミブランケット	47枚	洗用水	8,304本
避難者用テント(小)	20基	簡易ベット	20台		

防災倉庫備蓄用品（カギは自治防災課、各小学校で保管）

	上広川小学校	中広川小学校	下広川小学校	資機材倉庫・役場 4F
災害用毛布	100枚	100枚	100枚	200枚
洗用水 500ml	600本	936本	480本	—
ハロゲン投光器	1器	1器	1器	2器
発電機	1台	—	—	1台
コードリール	1個	—	—	3個
避難者用テント(大・小)	10基・10基		8基・10基	11基・40基
簡易ベット	10台	10台	10台	40台

	産業展示会館	古墳公園資料館	防災拠点施設第1分団
災害用毛布	20枚	20枚	
洗用水 500ml	360本	144本	
ハロゲン投光器	—	—	
発電機	1台	—	1基
コードリール	1個	1個	1個
避難者用テント(小)			20基
簡易ベット			30台

備蓄してる資材等（備蓄場所：防災拠点施設・詰所）

第1分団	土のう袋	6,000袋	杭	10本	ブルーシート	15枚
第2分団	剣先スコップ	5本	トラロープ	4巻	針金	1巻
第3分団	平スコップ	大小各1本	PPロープ	2巻		
第5分団	カケヤ	3本	投光器	2セット		
第4分団	土のう袋	16,000袋	杭	200本	ブルーシート	35枚
	カケヤ	5本	スコップ	6本	トラロープ	4巻
旧第4分団	簡易トイレ	約4万回分	かまど	1台	ベット	10台

分団詰所等に備蓄している資材（令和7年度末現在）

分団	バリケード	分団	バリケード	分団	バリケード
1分団	6個	2分団	10個	3分団	12個
4分団	25個	5分団	16個	6分団	25個

行政区施設に備蓄している資材（令和7年度末現在）

行政区	土のう袋	バリケード	保管場所	行政区	土のう袋	バリケード	保管場所
小椎尾	100袋	11個	元共同浴場	増永	50袋	5個	区倉庫
逆瀬谷	50袋	3個	元共同浴場	扇島	200袋	10個	公民館
梯	100袋	8個	分別収集小屋	太田	200袋	15個	4分団倉庫
鬼ノ瀨	100袋	8個	公民館	吉里	250袋	10個	公民館
馬場	50袋	8個	公民館	川瀬	100袋	10個	公民館
内田	100袋	8個	内田南倉庫	長徳	100袋	10個	防災倉庫
草場	150袋	8個	防火倉庫	古賀	100袋	0個	防災倉庫
一応	50袋	20個	防火倉庫	牟礼茶屋	50袋	0個	倉庫（公民館）
吉常	200袋	8個	公民館	川瀬北	200袋	10個	倉庫（旧水槽）
六田	100袋	5個	公民館倉庫	緑ヶ丘	50袋	0個	公民館倉庫
長延	100袋	8個	元消防倉庫東	北新代	50袋	5個	公民館
太原	200袋	5個	公民館	牟礼	100袋	10個	公民館
高間	100袋	5個	公民館	当条	200袋	15個	公民館
清楽茶屋	100袋	8個	公民館倉庫	智徳	100袋	3個	公民館
清楽	200袋	8個	公民館	一條	150袋	15個	公民館
久泉	100袋	5個	防災倉庫	藤田	50袋	15個	公民館

毛布等の保管

品名	旧4分団詰所	はなやぎの里3階西倉庫
毛布 等	126枚	146枚

行政区保管防災備品一覧表（令和7年度末現在）

	ヘルメット	防滴型メガホン	LED誘導灯	防災用ベスト	反射用ベスト	防雨ライト	伸縮担架	車椅子	避難背負ベルト	ソーラーパネル	ロープ	投光機	(充電式)電源※	発電機	コードリール	リヤカー	防水シート	救急用品	炊出セット	AED	防災倉庫
小椎尾													1	1						1	
逆瀬谷						1							1							1	
梯													2	2						1	
鬼ノ淵	20	1														1					
馬場		1	4								1	1	1	1							
内田	8	1	5	3	7	3	1	1				2	1							1	
草場	7	1		7	7	7	1					2	1				2				1
一応	18	1	5		30	12	2				4	2	1	2	2	2	2	2			1
吉常	24	1	1	2	19	5		1		1	5	1	1	2		10			1	1	
六田			2		20	10							1	1	2	1					1
長延	19	2	19	10	23	8	1				2						20	2		1	
太原	20	2	12	17		5	1					2	1			1	1				1
高間	10	1	5			5	1	1			2	2	1	1	1			1			1
清楽茶屋	5				10	5		1				2	1						1		
清楽	6		5	5	10		1						2	1	1	10	2				3
久泉		5			50	1	2	1			多	5	3	4	1	3	1	4	1	1	1
増永		1	9				1	1			1	3	1	2	1					1	1
扇島	10	2	10	6		10	1	1	2		2		2				4	1		1	2
太田	20	1	3			3	1	1			1						1	1		1	
吉里	5	8	8		12	8	1				1	2	1	2	1	7					1
川瀬	18	3	10		10	10	2	1			1	1	1	1			1	1		1	
長徳	20	3	5		20	10	1	1	1		1										1
古賀	10	2	10			4	1					3	1			2					1
牟礼茶屋	18		5	25								2				1	2				
川瀬北	28	3	11				3					2				3					
緑ヶ丘	6	1	6	4	20	5	1					1	1				2	2		1	
北新代	48	4	5	5	5	5	20	1			1	2	2	1	2	3	2	10			1
牟礼	5	1	5	1	10	5		1					1			1			2		1
当条	16		2	8	10	2						2	1								
智徳	9	2		9		5						2	1								
一條	10	2	5		30	5	1				1	2	1	1	1	4	1	1	1	1	
藤田	5	1	10		17	2	1														
合計	365	48	162	102	310	136	44	12	3	1	23	41	31	22	21	73	16	18	13	18	18

行政区公民館に備蓄している非常食（令和7年度末現在）

行政区名	保存水 2L（本）	米飯 （個）	カレー （個）	ビスケット （個）	栄羊羹 （個）
小椎尾	30	240	300	300	100
逆瀬谷	30	240	300	300	100
梯	30	240	300	300	120
鬼ノ淵	30	480	300	300	120
馬場	30	240	300	300	120
内田	30	720	600	300	120
草場	30	480	300	300	120
一応	30	480	300	300	120
吉常	30	1,824	300	1,500	120
六田	30	720	300	600	120
長延	30	1,824	300	1,800	120
太原	30	1,392	300	1,200	120
高間	30	480	300	300	120
清楽茶屋	30	240	300	300	120
清楽	30	720	300	600	120
久泉	30	2,496	300	1,980	120
増永	30	720	300	600	120
扇島	30	1,152	300	900	120
太田	30	1,920	300	1,620	120
吉里	30	720	300	600	120
川瀬	30	2,496	300	1980	120
長徳	30	912	300	600	120
古賀	30	1,392	300	1,200	120
牟礼茶屋	30	480	300	300	120
川瀬北	30	912	300	600	120
緑ヶ丘	30	720	300	600	120
北新代	30	1,152	300	900	120
牟礼	30	1,152	300	900	120
当条	30	1,632	300	1,200	120
智徳	30	1,152	300	900	120
一條	30	2,016	300	1,620	120
藤田	30	1,392	300	1,200	120
計	990	32,736	9,900	26,700	3,300

○平成27年より自主避難所となる各公民館に、5年間保存可能な非常食(全町民1食分)を備蓄。毎年追加購入し、賞味期限到来分は各行政区の自主防災組織訓練で活用。

【参考】

○「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（令和7年9月福岡県）で想定する県内各断層を震源とした地震による本町の最大避難者数については約300名と想定。基盤一定の地震では、約1,500名の避難者が想定されている。

第6章 水防団活動等

1 水防団（消防団）の活動

水防団（消防団）は洪水等に対し、水害等を警戒し及びこれによる被害を軽減するため、出動要請等を受けたときから洪水等による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

2 水防巡視・警戒

水防団長（消防団長）は、法第30条の規定に基づく県知事の指示、本部長からの指示又は要請を受けたとき又は自ら出動の必要があると認めるときは、直ちに関係の分団長に通知し、巡視を行うよう指示するものとする。また河川水位がはん濫注意水位に達した旨の報告を受けたときは、さらに必要な団員を招集し警戒、水防活動に当たらせるものとする。

各分団の水防受け持ち区域

分 団 名	区 域	河 川 名
第1分団	小椎尾・逆瀬谷・梯・鬼ノ淵・馬場・内田・草場	広川
第2分団	一応・吉常・六田・久泉・増永・扇島	広川・長延川
第3分団	長延上・長延下・太原・高間・清楽茶屋・清楽	長延川・高間川
第4分団	太田・吉里・牟礼	広川・長延川
第5分団	当条・智徳・一條・藤田	広川・高間川
第6分団	川瀬・長徳・古賀・川瀬北・緑ヶ丘・北新代・牟礼茶屋	広川・長延川・高間川

警戒巡視員・避難誘導員・避難所

警戒巡視員 (代表者:消防団部長 名)	避難誘導員 (代表者:分団長名)	災害危険箇所 対象番号	避難所
3 部部长	1 分団長	B1~3、B11、B17~21、 C2~11、D1~3、D5	緊急指定避難場所兼指定避難所 ・産業展示会館 ・古墳公園資料館 ・町民交流センター ・上広川小学校 ・中広川小学校 ・広川中学校 指定避難所 ・保健福祉センター ・下広川小学校 自主避難所 ・各行政区公民館
4 部部长		A15、B12~16、C1、 C12~17、D4	
5 部部长		B8~10、C18~19	
6 部部长	2 分団長	A7	
7 部部长		B7、C20	
8 部部长		A10、A22	
9 部部长			
10 部部长	3 分団長	A12、B22、C21~22	
11 部部长		B6、B23	
12 部部长			
13 部部长	4 分団長	A8、A14	
17 部部长		A5、A6、A13、A14、A21	
18 部部长			
19 部部长	5 分団長	A4、B5	
20 部部长		A2~3、B4	
21 部部长		A1	
22 部部长			
23 部部长	6 分団長	A11	
14 部部长		A9	
15 部部长			
16 部部长			
24 部部长			

比較的小規模な災害時の自主避難所は各行政区公民館とする。

- ・公共施設の避難場所については、災害の種類によって異なるため、避難場所一覧(P44)により開設を行う。
- ・保健福祉センターについては、長延川の水位状況を踏まえ、避難所開設を行う。
- ・小椎尾・逆瀬谷・梯・鬼ノ淵・馬場・内田の公民館については、土石流発生の危険性がある場合は自主避難所の開設は行わない。
- ・地域防災拠点施設第1分団の避難施設については、小椎尾・逆瀬谷・梯・鬼ノ淵・馬場地区の自主避難所施設として活用。(施設鍵については行政区長渡し済)

第7章 災害時における企業との協定書

1 物資の供給に関する協定書 ※参考資料（P42、43）記載。

- 福岡県八女地区LPガス協会 八女市大島 177-1 TEL0943-23-3252
連絡先 (有) 東プロパン TEL32-0160・立山プロパン (有) TEL32-0067
内容…LP ガス供給・炊出し用資材貸出し
- (有) 大宝観光バス 広川町大字日吉 684-3 TEL0943-32-7771
内容…救援者輸送業務等
- (公社) 福岡県トラック協会 福岡市博多区博多駅東 1-18-18 TEL092-451-7845
内容…災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務
- 日之出紙器工業(株) 鹿児島県日置市伊集院町麦生田 2158
連絡先 福岡工場 TEL32-0381 (営業部総括兼第二課長)
内容…段ボールシート・段ボールケース・段ボール簡易ベット 等
- 広川町商工会 広川町大字日吉 1164 - 6 TEL0943-32-0344
内容…商工会加盟事業所にて対応可能な物資等の供給
- 九州ベストフーズ(株) 広川町大字日吉 523-24 TEL0943-32-3365
防災備蓄用食料品
- (株) アトル 筑後市野町 520-1 TEL0942-53-7073
内容…対応可能な医薬品等の供給
- (株) ゼンリン 九州第一エリア統括部 福岡市博多区祇園町 1-1 TEL092-281-7201
内容…住宅地区・広域区
- 西日本電信電話(株) 福岡市博多区博多駅東 3-2-28 TEL092-476-6161
内容…特設公衆電話の設置・利用
- 吉永商店(株) 八女郡広川町大字一條 1425-1 TEL0942-53-2554
内容…廃棄物の収集運搬処理
- 広川町社会福祉協議会
八女郡広川町大字新代 2165-1 TEL0943-32-3768
内容…緊急救援輸送時車両貸出
- 広川郵便局・上広川郵便局 八女郡広川町大字新代 1867-2 TEL0943-32-0042 他
内容…郵便局ネットワークを活用した情報収集・情報交換・広報活動
- ホームプラザナフコ 八女店 八女市大字本村 79-1 TEL0943-23-7181
内容…日用品、作業用品、飲料水、冷暖房機器等
- 高原ミネラル(株) 粕屋郡須恵町旅石 912-1 TEL092-410-4487
内容…災害対応型自動販売機〈飲料水・食料品〉
- 日産福岡販売(株)・日産自動車(株) 広川町大字新代 1113 TEL0943-32-1132
内容…災害時の非常用電源の供給
- (株)翔薬 広川町大字藤田 737-4 TEL0943-32-8123
内容…医薬品、マスク等

- 2 災害時避難所施設利用に関する協定書
 - 社会福祉法人 久英会 若久シニアビレッジ（特別養護老人ホーム 若久園）
広川町大字新代 1389-8 TEL0943-32-2121
 - 医療法人繁桜会 横田病院
広川町大字新代 1428-94 TEL0943-32-1115
- 3 災害時医療救護活動に関する協定
 - 一般社団法人 八女筑後医師会 八女市本村 656-1 TEL0943-22-4141
大規模災害発生時の医療救援活動
- 4 災害時等における施設利用の協力に関する協定
 - 福岡八女農業協同組合本店
八女市本村 420-1 TEL0943-23-1155（総務課長）
支援物資保管集積拠点場所の利用
- 5 災害時におけるライフライン（電力）復旧に関する協定
 - 九州電力送配電株式会社
八女配電事業所 0943-23-2427 久留米配電事業所 0942-37-5538
道路啓開、電力復旧、【町】施設・資材置場の提供
- 6 防災パートナーシップに関する協定
 - 九州朝日放送株式会社
福岡市中央区長浜 1 丁目 1 番 1 号 TEL092-761-7610
災害発生時の TV・ラジオ放送
- 7 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定
 - 福岡県行政書士会
福岡市博多区東公園 2 番 31 号 TEL092-641-2501
被災者支援のための行政書士業務
- 8 「全国若手町村長会」災害時の応援に関する協定
 - 全国若手町村長会 33 自治体
プッシュ型支援・補完型支援

第 8 章 輸送路の確保

- 1 県道輸送回路
八女県土整備事務所長より、県道輸送路の使用ができない状況になった連絡を受けた場合、町民及び通行者に対し、防災行政無線及びその他の方法にて周知を図る。
- 2 町道輸送確保
町道輸送路についても、県道と同様に周知を図るとともに、その迂回路を指示するものとする。

第9章 水防報告と記録

水防活動或は水防訓練の結果について、水防法第47条の規定に基づき指定報告書様式により八女県土整備事務所長へ報告する。

第10章 その他

1 避難および立退

- ①水防法第29条による立退命令権者は水防管理者とする。
- ②避難等については、防災行政無線、メール、広報車及び行政区長等を通じ、住民に対し周知徹底を図る。
- ③避難・救助、防疫等の関連については、県及び関係機関と充分協議しておくものとする。

2 水防信号【水防法第20条第1項】

水防信号（福岡県において水防に用いる信号は次表による。）

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒・約15秒・約5秒 ○- 休止 ○-
第二信号	水防団員及び消防機関に属するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒・約6秒・約5秒 ○- 休止 ○-
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが水防の応援に出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒・約5秒・約10秒 ○- 休止 ○-
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱 打	約1分・約5秒・約1分 ○- 休止 ○-

- ① 信号は適宜の時間持続する。
- ② 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
- ③ 危険解除を確認したときは、防災無線連絡により周知させる。

3 広川防災ダム操作規程（河川法第47条の規定による管理）

第2節 放流の際にとるべき措置等

第3節 洪水時における措置に対する特則

「放流及び余水吐からの自然越流により、下流に危害が生ずる恐れがある場合は、サイレン及び警報車の拡声機により一般に周知を行うものとする」と規定。

広川防災ダムサイレン設置場所

サイレンの設置所	サイレンの位置	サイレンの設置所	サイレンの位置
広川ダム管理事務所	広川町大字水原 4545	馬場警報局	広川町大字水原 1438-4
梯警報局	広川町大字水原 4439-1 地先	一応警報局	広川町大字水原 15-1
鬼ノ淵水位観測・警報局	広川町大字水原 1838		

(関係機関団体) 自治体

名 称	番 号	所在地	名 称	番 号	所在地
福岡県	092	福岡市	陸上自衛隊小郡 駐屯地	0942 72-3161	小郡市
消防防災指導課	643-3113		NTT 西日本福岡 支店 災害担当	092 714-8200	福岡市
河川管理課	643-3690		九州電力送配電株(株) 久留米配電事業所	0942 32-4471	久留米市
道路維持課	643-3656				
砂防課	643-3679				
市町村政策支援課	643-3175				
筑後 農林事務所	0942 52-5642	筑後市	九州電力送配電株(株) 八女配電事業所	0943 22-7780	八女市
八女県土 整備事務所	0943 22-6982	八女市	姫野病院	0943 32-3611	新代
南筑後保健福祉 環境事務所	0943 22-6971	八女市	広川病院	0943 32-2001	新代
福岡管区 气象台	092 725-3604	福岡市	横田病院	0943 32-1115	新代
佐賀地方 气象台	0952 32-7026	佐賀市	馬場病院 (脳神経外科)	0943 32-3511	新代
八女消防本部	0943 24-0119	八女市	公立八女 総合病院	0943 23-4131	八女市
筑後地域消防 指令センター	0942 41-0411	久留米市	久留米大学 医療センター	0942 22-6111	久留米市
広川消防署	0943 32-2119	新代	久留米総合病院	0942 33-1211	久留米市
八女警察署	0943 22-5110	八女市	久留米大学病院	0942 35-3311	久留米市
広川交番	電話なし 上記へ連絡	新代	R K B 毎日放送	092 852-6666	福岡市
福岡国道事務所 久留米維持出張所	092 405-0482	久留米市	T N C 西日本放送	092 852-5555	福岡市
八女市役所 防災安全課	0943 23-1731	八女市	F B S 福岡放送	092 532-1111	福岡市
〃 上陽支所	0943 54-2211	八女市 上陽	K B C 九州朝日放送	092 721-1234	福岡市
筑後市役所 防災安全課	0942 65-7260	筑後市	T V Q 九州放送	092 262-0077	福岡市
久留米市役所	0942 30-9000	久留米市	N H K 福岡放送局	092 724-2800	福岡市
陸上自衛隊久留米 駐屯地	0942-43- 5391(内 608)	久留米市			

福岡県防災行政情報通信ネットワーク 衛星系電話番号

名 称	番 号	名 称	番 号
県災害対策本部	040-700-7500 040-700-7501 040-700-7502 040-700-7503 040-700-7504	県災害対策本部 F A X	040-700-7390 040-700-7391 040-700-7392
県 防災危機管理局 宿直室	040-700-2497	八女消防本部 情報指令班	040-700-78 663-70
県 消防防災指導課 防災指導係	040-700-2494	// 情報指令班 F A X	040-700-78 663-75
県 河川管理課	040-700-4528	筑後消防本部 指令室	040-700-78 664-70
県 砂防課	040-700-4563	筑後消防本部 指令室 F A X	040-700-78 664-75
県 防災企画課 防災情報係	040-700-2485 040-700-7024	八女市役所 防災安全課	040-700-78 210-70
県 消防防災指導課 消防係	040-700-7025 040-700-2492	筑後市役所 防災安全課	040-700-78 664-74
久留米広域消防本部 情報指令課	040-700-78 658-70	久留米市役所防災対策課	040-700-78 203-70
// 情報指令課 F A X	040-700-78 658-75		

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備工事が完了し、2019年度より運用開始。

水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定による広川町水防協議会条例を次のように制定する。

広川町水防協議会条例

広川町条例第9号

昭和35年7月21日

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議させるため、広川町水防協議会（以下「協議会」という）を置く。

第2条 会長は、町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

第3条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故あるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第4条 関係行政機関の職員の委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 町長において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

第5条 会長は、会員を召集し、その議長となる。

第6条 協議会は委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 協議会に幹事及び書記若干名を置き、会長がこれを命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第8条 会長、委員、幹事及び書記の費用弁償並びにその支給方法は、町長が別に定める。

第9条 この条例に定めるもの及び協議会が自ら定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

広川町水防協議会委員名簿

会 長	広川町長
委 員	副町長
〃	教育長
〃	消防団長
〃	消防団 副団長
〃	消防団 副団長
〃	消防委員長
〃	広川消防署長
〃	議会議長
〃	副議長
〃	総務産業常任委員長
〃	厚生文教常任委員長
〃	八女警察署 警備課長
〃	区長会代表
〃	女性団員代表
〃	広川町社会福祉協議会
〃	民生委員・児童委員
〃	保健師
〃	保健師
幹 事	自治防災課長
〃	総務課長
〃	企画課長
〃	議会事務局長
〃	住民課長
〃	福祉課長
〃	環境課長
〃	税務会計課長
〃	建設課長
〃	都市計画課長
〃	産業課長
〃	子ども課長
〃	生涯学習課長

■避難情報に関するガイドライン（令和8年5月29日運用開始）

河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていましたが、今回の防災気象情報の見直しにより、「レベル4 氾濫危険警報」のように5段階の警戒レベルに対応した情報になりました。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	町が発令する避難情報等	住民が取るべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫 特別警報	レベル5 大雨 特別警報	レベル5 土砂災害 特別警報	緊急安全確保	命の危険・ただちに安全確保を
〈警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難〉					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫 危険警報	レベル4 大雨 危険警報	レベル4 土砂災害 危険警報	避難指示	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫 警報	レベル3 大雨 警報	レベル3 土砂災害 警報	高齢者等避難 避難所開設	避難に時間を要 する人は早めに 避難
警戒レベル 2相当	レベル2 氾濫 注意報	レベル2 大雨 注意報	レベル2 土砂災害 注意報		避難行動の確認 場所・ルート
警戒レベル 1	早期注意情報				

※上記表は気象庁が発表する防災気象情報の「高潮」に関する情報を除く。

※防災気象情報の「レベル4 土砂災害危険警報」は、「レベル3 土砂災害警報」の発表から概ね3時間後に発表されます。〈レベル4（危険警報）の基準到達を予測してレベル3（警報）を発表する仕組みとなるため、従来とは異なる運用となります。〉

※警戒レベル3相当に対する避難情報は「高齢者等避難」となるため、警報発令と同時に避難所開設の準備を進める。

- ①町は、防災気象情報だけでなく、河川の水位や小規模な災害の発生状況など、様々な情報をもとに総合的に避難情報の発令を判断する。必ずしも防災気象情報と同じ警戒レベルの避難情報が同時に発令されるわけではないため、住民は「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとらなければならない。
- ②避難情報は、生命や財産に被害が発生する恐れのある地域の住民に対して、避難を呼びかけるものである。
- ③すでに「大雨」に関する防災気象情報で警戒レベル4が発表されている中で、新たに「土砂災害」の警戒レベル3が発表された場合、「大雨」の危険性がレベル3に下がったわけではない。「大雨」の警戒レベルは4のまま、「土砂災害」の危険（レベル3）が追加されたことを意味する。当該地域は「大雨」と「土砂災害」の両方を警戒する必要があり、災害の危険度がさらに高まったと捉えなければならない。そのため、防災気象情報に応じた、防災・減災対策を講じなければならない。

【R8 防災気象情報の見直しに伴う避難所開設基準】

避難情報の発令の判断基準（土砂災害）

区分	区域
	上広川地域・中広川（大字日吉地域の一部） 下広川（大字広川の一部）
警戒レベル3 土砂災害警報 高齢者等避難	・大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれがあるときに発表される。（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせの3時間先の予測値がレベル4土砂災害危険警報の基準到達するメッシュがあるとき）
警戒レベル4 土砂災害危険警報 避難指示	・大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれが大きいときに発表される。（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせの実況値又は2時間先までの予測値がレベル4土砂災害危険警報の基準到達するメッシュがあるとき）

避難情報の発令の判断基準（河川氾濫）

避難情報は、以下の基準を参考に気象予測や河川水位等の情報、河川巡視員等からの報告を含めて、判断して発令する。なお、広川の智徳橋の水位を基準とするが、広川ダムの調整放流による水位上昇については、この限りではない。

区分	河川
	広川（河川から50mの流域内）・長延川・高間川
警戒レベル3 氾濫警報 高齢者等避難	・河川が増水することにより、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報（警戒レベル4相当）を発表中に氾濫危険水位（氾濫警戒情報・レベル3相当）を下回ったとき。 ・水防団待機水位1.85mに到達し、なお、水位の上昇が予想される場合。（概ね1時間後に避難判断水位に到達する。）
警戒レベル4 氾濫危険警報 避難指示	・河川が増水することにより、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 ・避難判断水位2.50mに到達し、なお、水位の上昇が見込まれるとき。（概ね30分後に、氾濫危険水位に到達する。） ・氾濫危険水位に到達すると予想される時。

避難情報の発令の判断基準（線状降水帯）

- 九州内（福岡県・熊本県・佐賀県以外）に気象庁より線状降水帯情報が発表された場合
（広川町警報等発表なし）

避難情報	避難所	運営方法
警戒レベル 1	—	防災担当課 警戒体制

- 熊本県に気象庁より線状降水帯情報が発表された場合
（広川町警報等発表なし）

避難情報	避難所	運営方法
警戒レベル 1・2	—	防災担当課 警戒体制
	降雨の状況は常に変化するため、防災担当職員は警戒体制をとることとする。警報発令時第1配備職員は避難情報の発令の判断基準（土砂災害・河川氾濫）に基づき、警戒レベルの引き上げ及び避難所開設を行い、住民への避難情報を発令する。	

- 福岡県・佐賀県に線状降水帯情報のみ発表された場合
（警報等発表なし）

- 【R6.6.27～28 発生情報あり 福岡県発生なし】
 【R6.7.13～15 発生情報あり 福岡県発生なし 長崎県に線状降水帯発生】
 【R7.8.9～11 発生情報あり 福岡地方に線状降水帯発生後、
 前線南下し熊本県で線状降水帯発生】

避難情報	避難所	運営方法
警戒レベル 1.2	広川町役場 4階展望室	災害警戒本部 第1配備 避難所運営…警戒本部
警戒レベル3	上広川小学校 広川町役場 4階展望室 下広川小学校	災害警戒本部 第1配備 による避難所運営
高齢者等避難	気象庁からの半日予測時間が夜間となる場合は、18時までに警戒レベル3とし避難所開設を行う。	

- 広川町に各警報発令と併せ線状降水帯情報が発表された場合

避難情報	指定避難所	運営方法
警戒レベル3	上広川小学校 広川町役場 4階展望室 町民交流センター 下広川小学校 古墳公園資料館（ペット避難）	職員第2配備体制に基づき、避難所運営。中広川小学校については、町民交流センター収容人員が増加した時に活用する。
高齢者等避難 以上	原則、レベル3では上広川・中広川・下広川校区に1避難所を開設。降雨の状況は常に変化するため、夜間であっても、避難情報の発令の判断基準（土砂災害・河川氾濫）に基づき、警戒レベルの引き上げ及び避難所の増設を行い、住民への避難情報を発令する。	

●台風接近と併せ線状降水帯情報が発表された場合

【R6.8.29～30 発生情報あり 福岡県発生なし 鹿児島県に線状降水帯発生】

避難情報	指定避難所	運営方法
警戒レベル3 高齢者等避難	上広川小学校 町民交流センター 下広川小学校 古墳公園資料館〈ペット避難〉 中広川小学校	職員第2配備体制に基づき、避難所運営。中広川小学校については、町民交流センター収容人員が増加した時に活用する。
	原則、レベル3では上広川・中広川・下広川校区に1避難所を開設。降雨の状況は常に変化するため、夜間であっても、避難情報の発令の判断基準（土砂災害・河川氾濫）に基づき、警戒レベルの引き上げ及び避難所の増設を行い、住民への避難情報を発令する。	

【上広川小5世帯7名・町民交流センター34世帯49名・中広川小2世帯2名・下広川小7世帯9名・ペット避難0件・48世帯67名】

避難情報の発令の判断基準（台風災害）

●進路…九州上陸【鹿児島県・宮崎県】予測の場合

避難情報	避難所	運営方法
警戒レベル1	—	情報確認のみ

●進路…九州上陸なし【長崎側の進路】予測の場合
進路…九州上陸【長崎県・熊本県】予測の場合

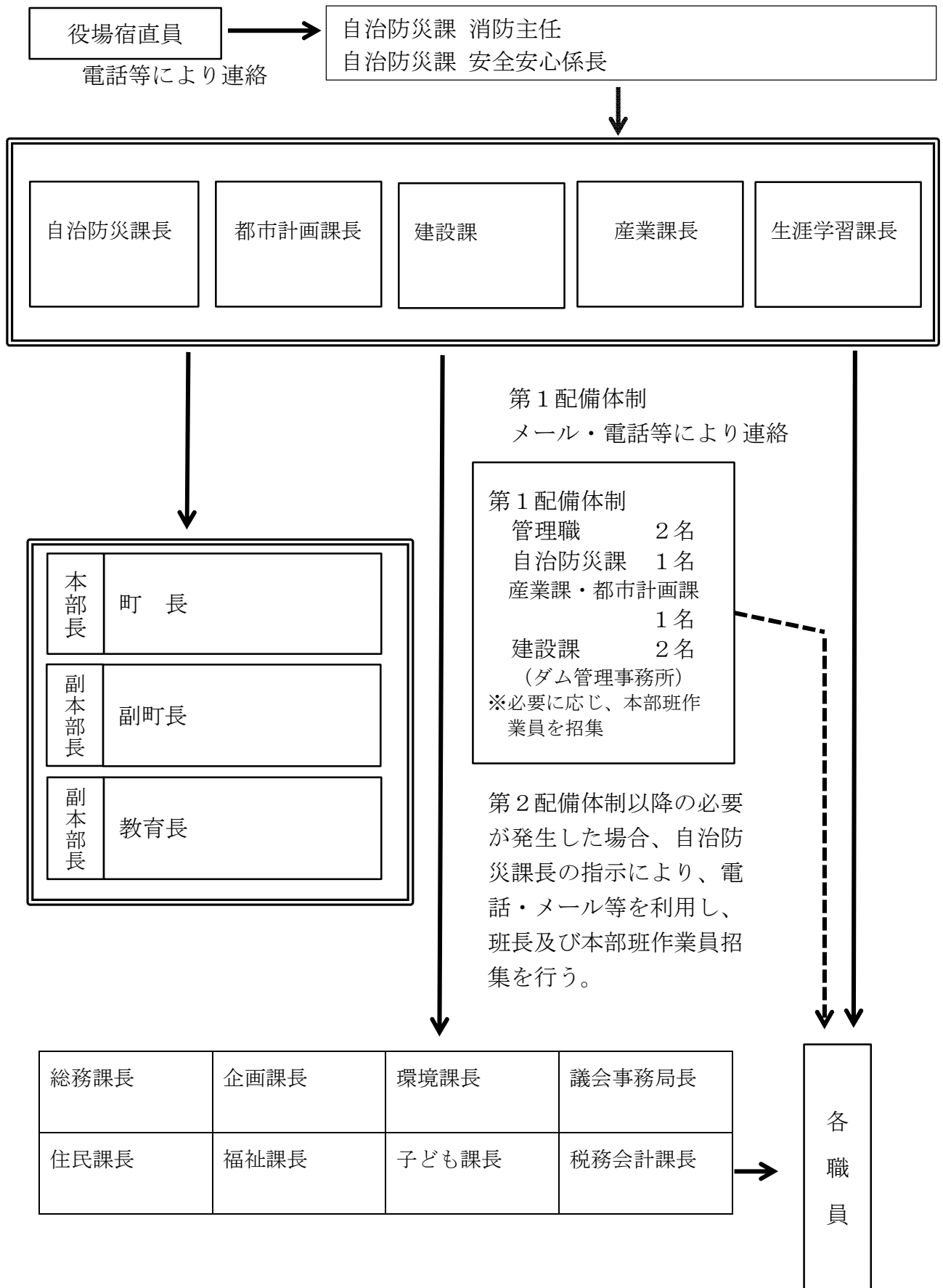
避難情報	避難所	運営方法
警戒レベル1.2	広川町役場 4階展望室	災害警戒本部 第1配備 避難所運営…警戒本部
警戒レベル3	土砂災害警報等発令された場合は、開設基準に基づき指定避難所開設	

●進路…九州上陸【福岡県・佐賀県・有明海からの上陸】予測の場合

避難情報	避難所	運営方法
警戒レベル3 高齢者等避難	上広川小学校 町民交流センター 下広川小学校	災害警戒本部 第1配備 による避難所運営 本部班作業員
	土砂災害警報等発令された場合は、開設基準に基づき指定避難所開設	

別表

※勤務時間外に災害など緊急事態が発生した場合の緊急連絡体系図



参考：●広川町役場職員 災害対応マニュアル

1 災害の種類

風水害、地震災害、その他大規模火災、事故災害など

2 職員参集について

災害警戒本部は自治防災課長（連絡がとれない時は建設課長）の指示により設置する。

災害対策本部は町長（連絡がとれない時は副町長→教育長→自治防災課長→都市計画課長→建設課長の順で意思決定）

の指示により設置する。各配備体制時の業務内容については、下表の通り行う。

●勤務時間内

庁舎内放送等により災害対策本部等関係職員、災害配備体制の参集を呼びかける。

●勤務時間外

緊急連絡網による参集。（一般電話、携帯電話、携帯電話への一斉メール等を利用。）

または災害状況に応じた職員による自主参集。（TV、ラジオ等情報による。地震の場合は次頁のように各震度により参集人数を計画） 参集場所は原則として本庁舎とする。

○水防時警戒体制業務

配備区分	業務内容
第1 配備警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁防災気象情報に基づく「大雨・河川氾濫警報」の連絡を受け配備体制要員参集。 ・「福岡県総合防災情報」「福岡県防災情報通信ネットワーク」等による降雨状況・雨域の移動等情報を確認し、迅速な水防活動に移行出来る様、情報の収集を行う。 ・重要水防箇所の水位、土砂災害危険箇所など危険箇所の巡視を行う。 ・「広川町避難情報の発令基準」に基づき、第2 配備体制基準又は高齢者避難レベルに達する恐れがある場合（予想される場合）は、避難所開設員・本部班作業員の招集を行い避難所開設等の対応を行う。 ・行政区長、自主防災組織、住民への警戒・自主避難所開設・避難の呼びかけ等の情報伝達の準備を行う。（防災行政無線、LINE、町情（報配信）サービス、福岡県防災アプリ「まもるくん」、消防車・広報車などの手段を利用） ・関係機関との連絡・報告。（消防本部・消防団・警察署・県機関等）
第2 配備警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁防災気象情報に基づく「土砂災害警報」の連絡を受け、第2 配備体制要員・避難所開設職員・本部班作業員は全て参集。 ・避難所開設員（自動参集）による防災気象情報に基づく避難所開設を行う。 ・災害情報の収集、伝達、必要な人員を動員した災害応急対策の実施。 ・防災気象情報に基づく警報種別に基づく避難所開設。 ・「広川町避難情報の発令基準」に基づき、防災行政無線・LINE・情報（配信）サービス・福岡県防災アプリ「まもるくん」を活用し、住民・職員へ周知。 ・災害警戒本部 <ul style="list-style-type: none"> 管理職… 降雨状況・河川水位状況、警戒レベルを把握し、「広川町避難情報の発令基準」に基づき、避難住民への情報伝達を行う。問合せ案件の最終判断。第3 配備体制基準への移行準備。 本部要員… 情報収集、住民からの被害連絡等受付・対応、自主防災組織への連絡、情報収集要員については情報配信準備を行い、管理職の指示に基づき情報配信を行う。 避難所開設員… 開設避難所の運営を行う。 本部班作業員… 本部要員とし情報収集に当たる。本部管理職の指示に従い、道路封鎖、道路開さく等現場作業を行う。

配備区分	業務内容
第3配備 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁防災気象情報に基づく「土砂災害・河川氾濫危険警報」の連絡を受け、第3配備体制要員・避難所開設職員・本部班作業員は全て参集。 ・災害対策本部の設置。第3配備体制要員は全て参集。 ・災害対策本部 統括指揮班…今後の気象情報等を常時確認し、住民への情報配信。災害対策本部との情報共有。【本部班の情報収集・発信業務を担う班員】 本部班… 第2配備体制時業務及び管理職を中心とした災害対応、問い合わせ最終判断。住民への情報周知。広川町消防団・八女消防本部との連携。 避難所運営支援【新避難所開設・食事・毛布等不足物資の調達確認】第4配備体制基準への移行準備。 本部要員… 情報収集、住民からの被害連絡等に対し災害関連連絡対応票を作成し本部班と協議し対応。 本部班作業員…道路通行止め、道路開さく、避難所運営支援
第4配備 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁防災気象情報に基づく「危険警報以上」の連絡を受け、被害状況等により第4配備体制要員・避難所開設職員・本部班作業員は全て参集。 ・災害対策本部 第3配備同様の事務（全職員で災害対応は全て参集。通常業務等は原則行わず、災害対応を行う。）

○地震の場合

震度4	… 地震第1配備 防災担当職員：自治防災課・建設課・都市計画課・産業課より1名以上※別に課長級の職員・配備職員・本部作業班員及び避難所開設員は必ず参集。
震度5弱	… 地震第2配備 以下の課より2名以上：自治防災課・建設課・都市計画課・産業課。 上記以外の課からは1名以上参集 ※別に課長級の職員・本部作業班及び避難所開設員は必ず参集。
震度5強	… 地震第3配備（職員の約1/2：毎年配備要員名簿を作成する。） ※別に課長級の職員・本部作業班及び避難所開設員は必ず参集。 ※緊急避難所開設員は参集せずに担当の指定避難所へ直接向かい、開設後、避難所の安全確認を行い、開設の可否を確認する。
震度6弱以上	…地震第4配備（職員全員）

3 初動期の活動（発生時1時間以内）

地域防災計画に記載している各班（課・局・室）の事項を行う。

まずは自己の安全を確保し、その後は人命最優先で活動を行う。

●震災その他緊急災害時

(1) 参集等の為の連絡または自己参集。災害対策本部の設置。
(2) 町民への防災行政無線等による放送を30分以内目標に行う (地震震度によっては避難誘導等の放送) 職員の中で、自治防災課職員を中心に放送担当者を決定しておく。平常時より研修・訓練しておき、緊急時には、別に定める放送マニュアルにより放送する。一刻も早い放送が必要な時は、常時勤務の八女消防本部通信指令室に要請する。または同指令室が自主的に放送する。
(3) 防災端末等による情報収集
(4) 関係機関連絡・報告（消防本部・消防団・警察署・他自治体・県機関・学校・区長等）
(5) 災害時要配慮者の所在把握（民生委員等による）
(6) 被害情報の収集（参集途中で見聞きしたことの記録、車両を含めたパトロール隊の配備）
(7) 各職員への連絡、参集要請、配備表の準備
(8) 避難所の準備（施設関係者へ連絡、日頃より連絡先、鍵の所在を把握しておく）
(9) 資機材・用品の準備、調達（日頃より備蓄、調達先を明確化しておく）
(10) 報道関係機関への対応（情報の提供）
(11) 医療機関への連絡、救護所の開設

●風水害等

- (1) 参集等の為の連絡または自己参集。災害対策本部の設置。
- (2) 町民への防災行政無線等による放送。
(風雨量に応じ、危険区域には早めの自主避難誘導等)
- (3) 防災端末等による情報収集
- (4) 関係機関との連絡・報告。(消防本部・消防団・警察署・他自治体・県機関・区長等。状況によっては自衛隊派遣依頼を行う)
- (5) 災害時要配慮者の所在把握。(民生委員等による)
- (6) 被害情報の収集
(参集途中で見聞きしたこと、車両を含めたパトロール隊の配備)。
- (7) 各職員への連絡、参集要請
- (8) 配備表の準備、記録
- (9) 避難所の準備。(関係者へ連絡、日頃より連絡先、鍵の所在を把握しておく)
- (10) 資機材・用品の準備、調達。(日頃より備蓄、調達先を明確化しておく)
- (11) 報道関係機関への対応。(情報の提供)
- (12) 医療機関への連絡、救護所の開設

4 災害発生から概ね1時間後以降に行う活動

- (1) 初動期の活動を引き続き行う
- (2) 優先すべき活動の決定
- (3) 消火、救出、障害物除去、復旧作業
- (4) 医療活動
- (5) 二次災害の防止(危険箇所の点検など)
- (6) 行方不明者の捜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 被害状況の整理
- (9) 避難所の運営、避難者の把握
- (10) 広報活動(状況説明等)
- (11) 給水、食糧、生活用品等資材の準備
- (12) 災害救助法の適用についての検討

5 その他

- ・各職員は平常時より緊急連絡先(一般電話、携帯電話等)の把握に努める。
- ・庁車等の町備品の点検は、定期的に行う。
- ・以下の点について日頃より行政区長、分館長、衛生班長、民生委員等と情報交換しておく。
 - (1) 避難所の開設について(連絡先の把握、鍵の所在、炊き出しへの協力)。
 - (2) 災害時要配慮者の把握、救出について。
 - (3) 自主防災組織活動による協力。
 - (4) 避難者の把握。
 - (5) インターネット等による防災情報の入手について

以下のようなシステムがありますので、登録・活用してください。

①福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」

- ・「現在地」及び登録した県内市区町村の気象警報・避難情報等の配信、他自治体避難所情報
- ・知りたい避難所情報を「地図上」でわかりやすく配信
- ・いざというときに、とるべき行動を「イラスト」で配信

【ダウンロードはこちらから】

Google Play

App Store



【対応 OS】 Android バージョン 8.0 以降
iOS バージョン 11.0 以降

【利用料金】 メール、アプリともに無料
※通信料等は別途かかります。

②福岡県土砂災害危険度情報・河川防災情報ホームページ

土砂災害危険箇所情報・雨量情報（長延の数値）や河川水位情報（知徳の数値）が入手できます。

http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis_top/

③広川町情報（防災）配信メール

あらかじめ登録されたアドレスへ一括して、防災情報を配信します。

携帯電話の電子メールの送受信が可能であれば、登録が出来ます。

●緊急速報メール（エリアメール）連動 ※避難情報等は町発信操作

携帯電話会社がサービス提供している緊急速報メール。町が配信する災害や避難情報などを広川町内にいる人の携帯電話に一斉配信するサービスで、エリアメールが配信されると、携帯電話の画面に緊急情報が自動的に表示され、専用の警報着信音とバイブレーションにてお知らせします。（NTT ドコモ、ソフトバンク、au、rakuten）

【登録はこちらから】



【利用料金】 無料 ※通信料等は別途かかります。

※携帯電話を利用されていない方などには電話音声案内、FAX送信を行っています。

自治防災課安全安心係 0943-32-1807 へご連絡ください。

④広川町公式ホームページ

福岡県が智徳橋に設置している水位計及び監視カメラからの情報や、広川ダムの水位、気象庁からの情報を、町公式ホームページに掲載しています。

【確認はこちらから】

ホーム≫暮らし・手続き≫安全・安心≫防災≫防災情報配信≫河川水位等情報ページ

第7章関係 災害時における物資の供給に関する協定内容一覧

○福岡県八女地区LPガス協会

物資の名称	緊急対応
燃料（LPガス）	1 災害時に指定場所へのLPガスの供給及び消費設備の構築 2 災害時に町から指定された場所のLPガス設備の安全点検及び復旧工事の実施
炊き出し用資機材	1 避難所等への炊き出し用大型鍋・LPガス等一式の貸し出し (福岡県八女地区LPガス協会3台保管)

○（有）大宝観光バス

緊急対応
救援者輸送業務等

○（社）福岡県トラック協会

緊急対応
災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務

○日之出紙器工業（株）

物資の名称	緊急対応
段ボール製品	1 段ボールシート及び段ボールケースなど要請のサイズにて供給 2 段ボール製簡易ベット 3 その他乙の取扱い商品

○広川町商工会

緊急対応
商工会加盟事業所にて対応可能な物資等の供給

○九州ベストフーズ（株）

物資の名称	緊急対応
食料品	1 防災備蓄用食料品 2 その他乙の取扱い商品

○（株）アトル

緊急対応
対応可能な医薬品等の供給

○（株）ゼンリン 九州第一エリア統括部

平常時より
住宅地図・広域図

○西日本電信電話（株）

緊急対応
特設公衆電話の設置・利用指定（P44の指定緊急避難所・指定避難所に配線工事済） 発信用のみの利用・通話無料・専用電話機は広川町負担

○吉永商店（株）

緊 急 対 応
廃棄物の収集・運搬・処理

○広川町社会福祉協議会

緊 急 対 応
緊急救援輸送時車両貸出（山間部住民）

○広川町郵便局

緊 急 対 応
緊急車両の提供、避難先リスト等の情報相互提供 郵便局ネットワークを活用した工法活動 道路等の損傷状況の町への情報提供 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 避難所における臨時の郵便差出箱の設置、郵便物の収集・交付 ゆうちょ銀行の非常払、かんぽ生命保険の非常取扱

○ホームプラザナフコ 八女店

種 類	物 資 名
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水 関 係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

○高原ミネラル（株）

緊 急 対 応
災害対応型自動販売機内の飲料水・食料品の無償提供（警戒レベル5のみ）

○日産福岡販売（株）・日産自動車（株）

緊 急 対 応
災害時の非常用電源の供給

○（株）翔薬

緊 急 対 応
医薬品・マスク等の供給

○福岡八女農業協同組合

支援物資保管集積拠点場所の利用
下広川選果場、上広川選果場

○九州電力送配電株式会社

緊 急 対 応
道路啓開、電力復旧、【町】施設・資材置場の提供

避難場所一覧表

災害の恐れがある場合、又は災害が発生した場合は、状況に応じて避難所を開設する。

- ・指定緊急避難場所【◎】 広川町産業展示会館・広川町古墳資料館・広川中学校（屋内運動場・武道場）・上広川小学校（屋内運動場）・中広川小学校（屋内運動場）・広川町町民交流センター・広川町防災拠点施設を指定緊急避難場所として設定する。
- ・指定避難所【○】については、下表の災害の状況に応じて、箇所数・場所（部屋）を決定し、開設を行う。

指定		名称	建築年	対象とする異常な現状の種類							地震構造			住所等
緊急避難場所	避難所			洪水	内水氾濫	地震	大規模な火事	がけ崩れ	土石流	地すべり	構造	周囲	周囲概要	
◎	○	広川町産業展示会館 （大研修室）	H2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	幹線道路 危険建物無し	広川町大字日吉 1164-6 0943-32-5555
◎	○	広川町古墳資料館 （2F会議室）	H6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	危険建物無し	広川町大字一條 1436-2 0942-54-1305
◎	○	広川中学校 （屋内運動場）	H22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	避難路4方向 危険建物無し	広川町大字久泉 837 0943-32-0132
◎	○	広川中学校 （武道場）	H24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	避難路4方向 危険建物無し	広川町大字久泉 837 0943-32-0132
◎	○	上広川小学校 （屋内運動場）	S54	○	○	○	○	○	○	○	○	△	避難路3方向 危険建物有り	広川町大字水原 959-1 0943-32-0139
◎	○	中広川小学校 （屋内運動場）	S60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	避難路4方向 危険建物無し	広川町大字新代 1705 0943-32-0039
◎	○	広川町 町民交流センター	H26	○	△	○	○	○	○	○	○	○	避難路3方向 危険建物無し	広川町大字新代 1965-1 0943-32-1441 子育て支援センター
	○	広川町保健・ 福祉センター	H8	△	△	○	△	○	○	○	○	○	避難路3方向 危険建物無し	広川町大字新代 2165-1 0943-32-3768
	○	下広川小学校 （屋内運動場）	R2	△	△	○	○	○	○	○	○	○	避難路3方向 危険建物無し	広川町大字広川 1426-1 0942-53-3827
◎		広川町防災拠点施設 広川町役場新庁舎	R4	○	△	○	○	○	○	○	○	○	避難路3方向 危険建物無し	広川町大字新代 1804-1 0943-32-1111

（○…影響無し・△…想定される被害が比較的少ない施設・×…立地及び施設構造等により被害を受ける恐れがある施設）

※現在の庁舎解体後に整備する新駐車場については、大規模災害発生後の救援物資の受け入れ、配給、炊き出し等に活用する。なお、自衛隊・消防・警察・国・県などの防災機関、および災害協定を締結している民間事業所などの応援者車両の駐車スペースを確保する。

要配慮者利用施設について

要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する計画の作成し、作成した計画について広川町の関係する部署に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。

土砂災害警戒区域内及び洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

施設名	所在地	土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域
介護老人保健施設 舞風台 ユニットケア棟	広川町大字水原 1498 番地 ※警戒区域にかかる建物 については通常未使用。	○ イエローゾーン ※擁壁設置済	—
有料老人ホーム 姫野タワー棟	広川町大字新代 2316 番地	—	○ 0.5m～3.0m
有料老人ホーム ナーシングホーム奏	広川町大字新代 2316 番地	—	○ 0.5m～3.0m
有料老人ホーム 歌楽楽	広川町大字新代 2203 番地	—	○ 0.5m～3.0m
姫野病院 通所 リハビリテーションセンター	広川町大字新代 2316 番地	—	○ 0.5m～3.0m
広川町社会福祉協議会	広川町大字新代 2165 番地 1	—	○ 0.5m～3.0m
上広川保育園	広川町大字水原 1420 番地 1	—	○ 0.5m～3.0m
広川町子育て支援センター	広川町大字新代 1965 番地 1	—	○ 0.5m～3.0m
広川幼稚園	広川町大字新代 616 番地	—	○ 0.5m未満
はなまる保育園	広川町大字新代 2343 番地	—	○ 0.5m未満
保育園 おひさま	広川町大字太田 410 番地 3	—	○ 0.5m未満
八女地区病児・病後児 保育施設 おひさま	広川町大字太田 410 番地 3	—	○ 0.5m未満
就労継続支援 A 型事業所 さんふらわあ広川	広川町大字六田 117 番地 1	—	○ 0.5m未満
広川福祉会 就労継続支援 B 型 夢と希望	広川町大字新代 2165 番地 1	—	○ 0.5m～3.0m
NPO 法人 KIHON HIRO キッズ	広川町大字川上 57 番地 6	—	○ 0.5m～3.0m